

## 第8期 第2回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年9月7日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 (17人)
4. 欠席委員 (2人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程
  - 議案第4号 農地法第3条の許可申請について (7件)
  - 議案第5号 農地法第5条第1項の許可申請について (3件)
  - 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (1件)
7. 農業委員会事務局職員 (3人)

## 8. 会議の概要

### ○係長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中17名です。1番 ○○ 委員、17番 ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。2番 ○○ 委員につきましては遅れております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は上村の○○推進委員が出席しております。それでは○○会長、開会をお願いします。

### ○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

農繁期に入り大変忙しい中、先日の研修会に引き続き本総会と大変ご苦勞様でございます。これから秋の収穫が始まりますが、頑張ってやっていかなければならないと思っております。

今回の議案は11件となっております。

それでは只今から第2回農業委員会を開会いたします。

まず、本日の議事録署名人ですが、6番 ○○ ○○ 委員さん、7番 ○○ ○○ 委員さん、よろしくをお願いします。

議案審議に入っていきます。まず、議案第4号農地法第3条の許可申請について、7件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

### ○事務局

議案第1号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 松山市○○番地○ ○ ○○さん。土地は、○○番○、畑、149㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、草刈機、噴霧器です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は991㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

### ○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

### ○委員 ○○委員

説明いたします。地図5ページをご覧ください。場所は○○の南側にあたる小さい土地になります。譲渡人と譲受人の間では今年7月の農業委員会で諮りましたが、土地の売買が行われております。同じように譲渡人も高齢で土地の整理がしたいとのことで、今回の土地についても○○さんと売買で話がまとまったとのことです。○○さんに関し

ましては毎朝農地で作業を行っているのを確認しております。かなり熱心な方なので特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、546㎡。外3筆で計4筆。合計面積は、2,329㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、麦、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕うん機です。労働力は、本人、妻、子の常時3人です。耕作面積は19,975.92㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図6ページになりまして、〇〇の北側になります。譲渡人の〇〇さんはもともと〇〇に住んでおられた方で、今は〇〇に住まわれているため、土地をすべて処分したいとのことから、譲受人の〇〇さんと売買で話がまとまったとのこと。〇〇さんは農業に対して非常に力をいれられている方で面積も増えております。高齢ではありますが、息子も農繁期には一緒に農業に従事しております。地元としては特に問題ないと思われますので、よろしく審議お願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして事務局より説明願います。

#### ○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、262㎡。です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、草刈機、噴霧器、動力ポンプを祖父から貸借する予定です。労働力は、本人の常時1人と増員予定で農繁期に妻、母2人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、今回取得面積が1反以下であるため、事務局にて3条許可申請書及び営農計画書、申請者からの聞き取りにより、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、以前から農業に興味があり、この度の法改正により、僅少面積でも農地を取得できるようになったことを機に祖父の農地を受贈することとなった。兼業となるが農業に従事する。耕うん機、草刈機、動力ポンプを祖父から貸借し、年間を通して季節野菜を作付けする予定である。

今後、祖父や地元農家からの指導を受け、農業技術の向上と収穫量の増加を目指していくとのこと。第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人1人で、年間150日間程度農業に従事する。農繁期に妻と母2人を増員する予定とのこと。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

#### ○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日欠席ですので事務局より、確認結果の報告をお願いします。

#### ○事務局

説明いたします。地図7ページをご覧ください。場所は〇〇の西側です。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係でして、この度の法改正により、祖父から土地を受贈し、兼業となるが農業に従事するとのこと。〇〇さんは現在歯科技工士として働いておられますが、申請地が自宅に隣接する西側ですので、朝夕休日を使い農業に従事していくとのこ

とです。申請地の現地確認を行いました、荒れておらず、野菜も作付けされておりました。当分は収穫した野菜については自家消費するとのことです。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、856㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稲、野菜です。主な農機具の保有状況は、耕うん機を所有しており、ほかの農機具一式を知人農家から貸借するとのことです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は1,209㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明します。こちらの案件については、以前農業委員でした〇〇さんのお知り合いでして、売買で話が進んでいきました。現地確認したところ、きちんと耕うんされておりました。申請者からの話によると農業機械についても準備できていることから、耕作については問題ないとのことでした。よろしく審議お願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番目の案件につきまして事務局より説明願います。

## ○事務局

5番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇地地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1, 330㎡。外3筆で計4筆。合計面積は3, 872㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物はゴマです。主な農機具の保有状況は、トラクター、管理機です。労働力は、本人の常時1人と増員予定で長男及び会社従業員数名です。耕作面積は〇〇市で5, 477㎡耕作しております。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙2をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和5年8月25日16時から〇〇委員さん、〇〇推進委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、すでに伊予市で農業に従事しており、譲渡人の父から土地を受贈してほしいとの話から贈与で話がまとまった。トラクター、管理機を所有しており、必要に応じて農機具を購入する予定である。また、伊予市で農業用倉庫の建築を検討しているとのことです。

一年を通してゴマを作付けし、収穫物については食品加工会社へ出荷する。今後、営農が軌道に乗れば、経営規模の拡大を検討しているとのことです。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人1人で、年間166日間程度農業に従事し、農繁期に長男と会社の従業員数名を増員予定です。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

## ○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

## ○委員 〇〇委員

説明いたします。この土地は〇〇さんのお父さんが所有しており、長年耕作放棄地になっており、荒れておりました。〇〇さんのお父さんと〇〇さんは以前からの知り合いでして、どうしても農地を譲受してほしいとのことで話がまとまりました。地元からしても長年の懸案事項が解決したと思っております。作物はゴマを作付けされるとのことです。周辺での耕作者はあまりおりませんが、すでに伊予市でも作付けされていること

から問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

ありがとうございます。続きまして、推進委員も面接に同席していただいておりますので、○○推進委員からも意見がありましたらお願いいたします。

○推進委員 ○○委員

先ほど事務局からも説明がありましたが、8月25日面接を実施しておりまして、そこで営農計画について確認いたしました。ゴマを栽培し、販売先まできちんと契約しておりまして、きちんとした営農計画がなされていることを確認いたしました。以上です。

○議長（会長）

只今、農業委員と推進委員から説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

6番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、畑、469㎡。同所○○番○、畑、869㎡。計2筆で、合計面積1,338㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は野菜、果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、防除機、耕うん機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は1,438㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますが、本日欠席ですので事務局より、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図10ページをご覧ください。場所は○○の北側です。譲渡人と譲受人は以前からの知人関係でありまして、譲渡人は高齢により農業が難しくなったことや後継者もないことから、土地を手放したいと考えていたところ、○○さんと売買で話がまとまりました。○○さんは申請地付近に土地を有していることから、土地勘もあり農業に支障がないとのことです。申請地は野菜が作付けされておりまして、許可後も野

菜を作付けされるとのことです。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

7番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、481㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、動噴機、草刈機です。労働力は、本人の常時1人です。耕作面積は954㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日欠席ですので事務局より、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図11ページをご覧ください。場所は〇〇以南で、〇〇の東側、〇〇の西側です。譲渡人と譲受人の関係は兄弟です。以前から申請地を〇〇さんが耕作しておりまして、今後〇〇さんは耕作することがないとのことから、今般の法改正により下限面積要件が撤廃されたことを機に贈与することとなったとのことです。〇〇さんはすでに農業をされておりますし、申請地は自宅前の道路を挟んだ南側ですので、距離も近く耕作に適しているとのことです。特に問題もないとは思いますが、ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第5号、農地法第5条第1項の許可申



請について3件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第5号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

8番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、103㎡、同所同字〇〇番、田、140㎡。計2筆で、合計面積243㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は分家住宅。権利内容は使用貸借権設定30年です。開発許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。貸付人の〇〇さんと借受人の〇〇さんが親子です。地図12ページになりまして、申請地の南側に〇〇がございます。また、申請地周辺に実家がございまして、実家周辺に家を建てたいとのことで、〇〇さんに申出があったとのことです。分家住宅ですので特に問題ないと思います。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、9番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

9番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、295㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は農家住宅。権利内容は使用貸借権設定20年です。開発許可は不要で、この案件につきましては令和5年3月10日に開催された第32回総会において、除外意見決定済の案件でございます。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

以前除外意見が決定した案件でして、以前説明させていただいたとおり、農家住宅を建てたいとのことで申請があがってきました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、10番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

10番 貸付人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。借受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、499㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第1種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は個人住宅。権利内容は使用貸借権設定35年です。開発許可は不要で、この案件につきましては令和5年3月10日に開催された第32回総会において、除外意見決定済の案件でございます。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。借受人の○○さんは○○さんのお孫さんにあたりまして、8月11日に現地確認をいたしました。地図14ページになりますが、申請地の南側に○○さんの家がございます。特に問題はないと思われれます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について1件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第6号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。

農用地区域からの除外の案件となります。11番 所有者、申出者ともに 東温市○○番地○○ ○○さん。土地は、○○番○、畑、1,967㎡。外4筆で計5筆。合計面積は3,893㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。転用目的は植林。開発許可は不要で、転用許可は必要です。なお、この案件は植林にて除外転用をおこなおうとするものですが、ここ数年市内では植林による転用の案件はありませんでした。今後このような案件が増えてくるものと思われ、特に今回青地を除外して植林をおこなうにはやむを得ないと考えられている事由が必要ですので、説明を加えたいと思います。

地図は15ページでございますが、別冊でお配りしております申出写真をご覧ください。1から4ページに申請地の写真を載せておりますので、ご覧ください。申請地はすでに植林がされてしまっており、5ページに始末書をつけております。6ページには植林ですので、森林組合からの意見書をいただいております、異議がないとのことです。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元が私の地区ですので説明いたします。

○○さんが来られて山林にしたいとの話でした。現場にはクヌギを植えて4、5年経っておりますが、きちんと管理はしております。クヌギの場合はシイタケの原木ですので、農地としておいておけますが、後継者がいないとのことでシイタケ原木としての管理はできないとのことで、山林にしたいとのことでした。以上です。

何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、11件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和5年10月5日となっております。

以上で第2回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。